

国 捜 第 6 0 7 号

平成16年4月16日

埼玉県警察本部長

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の下での刑事手続きについて（通達）

（概要）

平成16年4月2日の日米合同委員会において、日米間の捜査協力の強化及び平成7年10月25日の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意の円滑な運用の促進のための措置に関して、新たに同意がなされた。

本通達は、当該合意の実施に当たっての当面の留意事項を示したものである。

主な内容の概要は、

- 合衆国軍司令部の代表者が取調べに同席することが認められる条件
- 刑事部組織犯罪対策局国際捜査課への報告

等である。